

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休息日  
に当り、その  
翌日とする)

### 目次

- ◆ 告 示 昭和四十三年三月三十日専決処分した昭和四十二年鳥取県一般会計補正予算あらたに土地が生じたことを確認した旨の届出町区域を変更し、及び字の区域をあらたに画する旨の届出  
小売販売業者甲の業者登録  
保安林の指定  
土地改良区の成立  
土地の用途廃止  
" 道路の位置の指定  
" 収用委員会の審理の開催

### 告 示

#### 鳥取県告示第三百七十七号

昭和四十三年三月三十日専決処分した昭和四十二年鳥取県一般会計補

正予算は、次のとおりである。

昭和四十三年五月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

#### 昭和42年度鳥取県一般会計補正予算

昭和42年度鳥取県の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

##### (歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28,146,787千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。  
(地方債の補正)

第2条 地方債の追加及び変更は、「第2表地方債補正」による。

##### 第1表 歳入歳出予算補正

###### 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県 税	1 県 民 税	3,038,975	257,000	3,295,975
	2 事 業 税	776,725	146,604	923,327
12 県 債		846,000	△240,000	606,000
	1 県 債	846,000	△240,000	606,000
合 計		28,129,787	17,000	28,146,787

###### 歳 出

第2表 地方債補正

款	項	補正前の額	補正額	計
8 土木費		千円 6,230,255	千円 17,000	千円 6,247,255
	4 港湾費	299,608	17,000	316,608
歳出	合計	28,129,787	17,000	28,146,787

起債の目的	補正限度額	起債の利率	償還の利率	補正限度額	補正	
					起債の法	利率
治山費	千円 27,000	%	%	千円 26,000	起債の法	利率
砂防費	49,000			70,000		
住宅建設費	18,000			52,000		
高等学校施設整備費	40,000			45,000		
漁港施設整備費	5,000			1,500		
建設災害復旧費	85,000			112,500		
直轄河川海岸事業費	120,000			71,000		
退職手当費	300,000			0		
道路新設改良費	9,000			14,000		
治山施設災害復旧費	0			1,000		

借入年度は、償還期間の開始から24年以内とする。償還期間は、償還開始の年度から起算し、償還期間の満了年度に達するまでとする。償還期間は、償還開始の年度から起算し、償還期間の満了年度に達するまでとする。償還期間は、償還開始の年度から起算し、償還期間の満了年度に達するまでとする。

港灣災害復旧費	港灣管理組合費	計
0	0	846,000
3,000	17,000	606,000

鳥取県告示第三百七十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定に基づき、米子市長から同市の区域内に次のとおりあらたに土地が生じたことを確認した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十三年五月二十一日

鳥取県知事 石 破 二一・朗

あらたに生じた土地の位置	あらたに生じた土地の面積
米子市彦名町地先	七〇・一九九・九〇平方メートル
大崎地先	六四一・六五一・七〇〇
廣津地先	四三二・七四一・四〇〇
陰田町地先	七、四八〇・一四〇〇
祇園町二丁目地先	四四九・二〇〇

鳥取県告示第三百七十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、米子市長から次のとおり町の区域を変更し、及び字の区域をあらたに画する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十三年五月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

区域の変更に係る町の名	同上の区域
陰田町	陰田町地先公有水面埋立地 七、四八〇・一四平方メートル及び陰田町
祇園町二丁目	祇園町二丁目地先公有水面埋立地 四四九・二〇平方メートル及び祇園町二丁目
あらたに画する字の名称	同上の区域
彦名町字中海	彦名町地先公有水面埋立地 三七、四一五・九〇平方メートル
彦名町字中海	三二、七八四・〇〇
大崎字中海	大崎地先公有水面埋立地 五二、一五二・九〇平方メートル
大崎字中海	四八、六九四・二〇
大崎字中海	五五、八六七・〇〇
大崎字中海	四七、七九〇・五〇
大崎字中海	四一、三七七・六〇
大崎字中海	四五、六〇七・七〇
大崎字中海	五五、二五三・〇〇
大崎字中海	三七、九七四・九〇
大崎字中海	五〇、八〇一・二〇
大崎字中海	五三、九八二・三〇
大崎字中海	三二、〇九・七〇
大崎字中海	六四、六二九・四〇
大崎字中海	七二、二一八・三〇平方メートル
大崎字中海	三二、〇二八・〇〇
大崎字中海	八、三三九・二〇
大崎字中海	四三、三六一・五〇
大崎字中海	四五、五七一・二〇
大崎字中海	三九、三八三・三〇

大崎字中海	六	七〇、九七〇・五〇
大崎字中海	七	二二、一一八・五〇
大崎字中海	八	五七、六二八・九〇
大崎字中海	九	四〇、一一二・〇〇

鳥取県告示第三百八十号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三十三号)第二十二條の二第二項の規定に基づき、次のとおり小売販売業者甲の業者登録をしたので、同規則第二十三條の規定により告示する。

昭和四十三年五月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	登録年月日	氏名	住	所	営業所の所在地	事業区域
第一八号	昭四三、五、二	中村しのぶ	日野郡日南町下石見一、二七八番地一	住所に同じ。	日南町第五	

鳥取県告示第三百八十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五條第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

昭和四十三年五月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 保安林の所在場所

- 岩美郡国府町大字殿字一ノ奥二二七、八頭郡若桜町大字来見野字横住一三四六の二、大字岩屋堂字馬場ノ上四六六の一、智頭町大字八河谷字綾木谷山五〇七の一、字綾木谷東平口五三八、五三八の一、大字市瀬字落三二八二の四、西伯郡西伯町大字大木屋字仲間山三四七

二 指定の目的

なだれの危険の防止  
三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、禁止する。

2 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第三百八十二号

西伯郡西伯町大字原八二七番地 遠藤己一郎ほか十五人の者から設立の認可の申請のあつた大國第二土地改良区については、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十条第一項の規定に基づき、昭和四十三年五月十五日設立の認可をし、同法同条第二項の規定により成立したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十三年五月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百八十三号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十三年五月二十一日から用途廃止した。

昭和四十三年五月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	面 (平方尺)	用途
鳥取市吉成字西ノ欠二二八番次一	地先	六五・三二	道路敷

鳥取県告示第三百八十四号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十三年五月二十一日から用途廃止した。

昭和四十三年五月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	面 (平方尺)	用途
鳥取市立川町五丁目五〇番ノ八	地先	四九・三〇	水路敷
"	五四番ノ二七	四三・七二	"
"	五六番ノ二	二七・六〇	道路敷

鳥取県告示第三百八十五号

建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十三年五月十六日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

昭和四十三年五月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
鳥取市新市治町 一六二番地 早川 武雄	鳥取市寿町七二四 七二四の五 七二四の六 七二六 七二七の二	幅員 四・〇〇メートル 延長 六九・〇〇メートル

鳥取県告示第三百八十六号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十三年五月十七日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十三年五月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
米子市車尾五五六番地 八 幡 政太郎	米子市車尾字三番割の 九三〇〇九〇〇〇九〇〇九〇〇 九八八七〇〇九九九九九九 〇八八七〇〇〇六四三〇九六五五 〇九六五五〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 地三二の一〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 先農道	幅員 四・〇〇 メートル 延長 二八三・八〇 メートル

<p>字一九九九 番〇九九九 割〇六四三 の三〇〇〇 一〇〇〇〇 部〇〇〇〇 の〇〇〇〇 の〇〇〇〇 の〇〇〇〇 一五二二二四三一 地先農道</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

公 告

起業者建設大臣申請に係る一般国道9号東鳥取国道改築工事に関する収用裁決事案について、収用委員会の審理を次のとおり開催する。

昭和43年5月21日

鳥取県収用委員会 会長 若 木 礼

- 1 日時 昭和43年5月24日 13時から
- 2 場所 鳥取市東町 自治会館会議室